

# 目 次

◆ 第1章 はじめに	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	2
3 南丹市の人権教育・啓発に係る取組状況	3
◆ 第2章 計画の基本的な考え方	5
1 計画改定の趣旨	5
2 計画の目標及び性格等	5
(1) 計画の目標	5
(2) 計画の性格	6
(3) 計画期間	6
(4) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について	6
3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針	6
◆ 第3章 人権問題の現状等と取組の方向	8
同和問題（部落差別）	9
女性	11
子ども	13
高齢者	15
障がいのある人	17
外国人	19
ハンセン病・感染症・難病患者等	20
犯罪被害者等	22
さまざまな人権問題	24
○ホームレス	24
○性同一性障害、性的指向	24
○刑を終えて出所した人	25
○アイヌの人々、婚外子、識字問題	25
○北朝鮮当局による拉致問題等	25
社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題	26
○インターネット社会における人権の尊重	26
○個人情報の保護	27
○安心して働ける職場環境の推進	28
○自殺対策の推進	30

◆ 第4章 人権教育・啓発の推進	33
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	33
(1) 保育所・幼稚園	33
(2) 学校	34
(3) 地域社会	36
(4) 家庭	37
(5) 企業・職場	39
2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	40
(1) 公務員	40
(2) 教職員・社会教育関係職員	41
(3) 保健福祉関係者	42
(4) メディア関係者等	43
3 指導者の養成	43
4 人権教育・啓発資料等の整備	44
5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	44
6 調査・研究成果の活用	45
7 相談機関相互の連携・充実	45
◆ 第5章 計画の推進	46
1 計画の推進体制	46
(1) 南丹市における推進体制	46
(2) 国、京都府、府内市町村、民間団体等との連携・協働	46
2 計画に基づく施策の点検・評価	46
用語解説	48
資料	69
1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	69
2 世界人権宣言	71
3 南丹市人権教育・啓発推進本部設置規程	75
4 南丹市人権教育・啓発推進計画（第2次）策定経過	77

◎ 計画中の※印(注釈)は、P48以降の「用語解説」を参照願います